



鳥取県公報

令和6年4月30日（火）
第9592号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（2件）（299・300）（統計課）・・・・・・・・・・ 2 鳥取県立武道館の利用料金（301）（スポーツ課）・・・・・・・・・・ 3 鳥取県営ライフル射撃場の利用料金（302）（〃）・・・・・・・・・・ 7 鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金（303）（〃）・・・・・・・・・・ 7 鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金（304）（〃）・・・・ 10 鳥取県立米子産業体育館の利用料金（305）（〃）・・・・・・・・・・ 14 鳥取県立障害者体育センターの利用料金（306）（〃）・・・・・・・・・・ 16 指定自立支援医療機関の指定（307）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 17 鳥取県保健医療計画の変更（308）（医療政策課）・・・・・・・・・・ 17 土地改良区の役員の退任（309）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 17 貸付金の元利償還金の収納事務の委託（310）（教育委員会事務局人権教育課）・・・・ 18
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（鳥取県立厚生病院）・・・・・・・・・・ 18

告 示

鳥取県告示第299号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県観光客入込動態調査
- 2 調査の目的
観光客の入込数、旅行形態等を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告
県内全域の観光地点の管理事業者及び行事イベントの実施事業者
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査
県内観光客
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 観光地点別入込客延べ人数調査報告
観光地及び行催事・イベント別の月別観光入込客数
 - イ 観光客入込動態調査アンケート調査
居住地、性別、年齢、宿泊地、宿泊日数、旅行の目的、同行者、訪問回数、移動経路、移動手段、旅行費用及び本観光地を知ったきっかけ
 - (2) 基準となる期間
 - ア 観光地点別入込客延べ人数調査報告
令和6年1月1日から同年12月31日まで
 - イ 観光客入込動態調査アンケート調査
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 報告を求める者
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告 約200事業者
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査 約4,600人
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告
電子メールによる。
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査
委託事業者が県内観光客へアンケート調査を行う。
- 7 報告を求める期間
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告
令和6年4月1日から令和7年1月31日まで
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査
令和6年5月1日から令和7年3月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
令和8年3月31日まで
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第300号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査
- 2 調査の目的
鳥取県内に訪れる外国人観光客の動向を把握し、インバウンド施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内の宿泊施設及び観光施設
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
国籍別外国人観光客及び宿泊客延べ人数
 - (2) 基準となる期間
毎月1日から末日まで
- 5 報告を求める者
県内の宿泊施設約40施設及び外国人割引を実施している観光施設約20施設
- 6 報告を求めるために用いる方法
電子メールによる。
- 7 報告を求める期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
令和8年3月31日まで
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第301号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立武道館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第261号（鳥取県立武道館の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 利用料金
 - (1) 武道館利用料

区 分				単 位	金 額	
一 般 利 用	一般			1人1回につき	150円	
				1人1月につき	1,620円	
				1人6月につき	7,120円	
				1人12月につき (年間パスポートにより 利用する場合)	13,200円	
				回数券11枚につき	1,520円	
専 用	主道場	営利を目的と	入場料その他	一般	全面1時間につき	1,830円

利用	しない場合	これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	幼児、児童、中学校もしくは高等学校の生徒又は学生（以下「学生等」という。）	全面1時間につき	1,380円	
			一般	2分の1面1時間につき	910円	
			学生等	2分の1面1時間につき	690円	
			一般	3分の1面1時間につき	610円	
			学生等	3分の1面1時間につき	460円	
			一般	4分の1面1時間につき	400円	
			学生等	4分の1面1時間につき	300円	
			一般	6分の1面1時間につき	300円	
			学生等	6分の1面1時間につき	230円	
			入場料等を徴収するとき。	一般	全面1時間につき	3,660円
	学生等	全面1時間につき		2,750円		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	20,370円		
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	30,550円		
	小道場(1)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	一般	全面1時間につき	500円
				学生等	全面1時間につき	380円
入場料等を徴収するとき。			一般	2分の1面1時間につき	200円	
			学生等	2分の1面1時間につき	150円	
入場料等を徴収するとき。		一般	全面1時間につき	1,010円		
		学生等	全面1時間につき	760円		
営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	5,090円		
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	8,140円		
小道場(2)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	一般	全面1時間につき	500円	
			学生等	全面1時間につき	380円	
		入場料等を徴収するとき。	一般	2分の1面1時間につき	200円	
			学生等	2分の1面1時間につき	150円	
	入場料等を徴収するとき。	一般	全面1時間につき	1,010円		
		学生等	全面1時間につき	760円		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	5,090円		
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	8,140円		
弓道場(近的)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	一般	全面1時間につき	610円	
			学生等	全面1時間につき	460円	
		入場料等を徴収するとき。	一般	2分の1面1時間につき	300円	
			学生等	2分の1面1時間につき	230円	
	入場料等を徴収するとき。	一般	全面1時間につき	1,220円		
		学生等	全面1時間につき	920円		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	3,100円		
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	9,760円		
弓道場(遠的)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	一般	全面1時間につき	610円	
			学生等	全面1時間につき	460円	
		入場料等を徴収するとき。	一般	2分の1面1時間につき	300円	
			学生等	2分の1面1時間につき	230円	

		入場料等を徴収するとき。	一般	全面1時間につき	1,220円
			学生等	全面1時間につき	920円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	一般	全面1時間につき	3,100円
			学生等	全面1時間につき	9,760円
相撲場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	一般	1時間につき	710円
			学生等	1時間につき	540円
	入場料等を徴収するとき。	一般	1時間につき	1,420円	
		学生等	1時間につき	1,070円	
営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	一般	1時間につき	5,090円	
		学生等	1時間につき	8,140円	
研修室(1)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	一般	1時間につき	350円
			学生等	1時間につき	490円
	入場料等を徴収するとき。	一般	1時間につき	700円	
		学生等	1時間につき	980円	
研修室(2)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	一般	1時間につき	350円
			学生等	1時間につき	490円
	入場料等を徴収するとき。	一般	1時間につき	700円	
		学生等	1時間につき	980円	
研修室(3)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	一般	1時間につき	100円
			学生等	1時間につき	140円
	入場料等を徴収するとき。	一般	1時間につき	200円	
		学生等	1時間につき	280円	
会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	一般	1時間につき	760円
			学生等	1時間につき	1,060円
	入場料等を徴収するとき。	一般	1時間につき	1,520円	
		学生等	1時間につき	2,120円	
放送室(主道場音響設備)				1時間につき	300円
師範室及び控室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	一般	1時間につき	100円
			学生等	1時間につき	140円
	入場料等を徴収するとき。	一般	1時間につき	200円	
		学生等	1時間につき	280円	
エントランス・ホワイエ(50平方メートル当たり)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	一般	1時間につき	50円
			学生等	1時間につき	100円
	入場料等を徴収するとき。	一般	1時間につき	250円	
		学生等	1時間につき	800円	

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房を利用したときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウの表に定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあつては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあつては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該

連続利用に係る利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで

(2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

(2) 設備利用料

ア 武道設備利用料

区 分	単 位	金 額
武道タイマー（柔道用）	1台1回につき	250円
的前審判用表示器（弓道用）	一式1回につき	150円
試合用マット（空手用）	一式1回につき	200円
風呂（相撲場）	1回につき	1,010円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
シャワー	1回につき	50円
試合用設備一式（柔道・空手道）	一式1回につき	200円
試合用設備一式（剣道・なぎなた・銃剣道）	一式1回につき	100円
空手用タイマー（モルテン）	一式1回につき	50円
液晶プロジェクター	一式1回につき	1,010円
長机	1脚につき	20円
折りたたみ椅子	1脚につき	10円
ワイヤレスアンプ（マイク1本含む。）	1台1回につき	1,010円
マイク	2本目から1本1回につき	200円
電子ポット	1台1回につき	50円
スクリーン	2台目から1台1回につき	200円
ドラムコード（延長コード）	1台1回につき	100円
ストップウォッチ	1個1回につき	50円
電子笛	1個1回につき	50円
イベントパネル（パーテーション）	1枚1回につき	50円
DVDプレーヤー	1台1回につき	1,010円
体重計	1台1回につき	200円
ホワイトボード	2枚目から1台1回につき	100円
弓具一式（弓・矢・弾（ゆがけ））	1式1回につき	110円

ウ 冷暖房利用料

区 分		金額（1時間につき）	
		冷 房	暖 房
主道場	全面	4,880円	4,370円
	2分の1面	2,440円	2,240円
主道場観覧席	全面	610円	500円
小道場（1）	全面	1,930円	1,520円
小道場（2）	全面	1,930円	1,520円
相撲場	全面	1,320円	910円
弓道場（床暖房）	近的		400円
	遠的		200円
会議室		250円	250円
研修室（1）		100円	100円

研修室(2)	100円	100円
研修室(3)	40円	40円
師範室及び控室	50円	50円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月14日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第302号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第177号（鳥取県営ライフル射撃場の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分	金 額	
	専用利用	一般利用
スモールボア・ライフル射撃場	1時間につき 2,800円	1人1時間につき 130円
エア・ライフル射撃場 ビーム・ライフル射撃場	1時間につき 1,390円	1人1時間につき 70円

備考

利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月14日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第303号

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第262号（鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 体育文化会館利用料

区分			単位	金額	
体育館	専用利用	営利を目的としない場合	一般	入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収しないとき	全面1時間につき 810円
				2分の1面1時間につき 400円	
				3分の1面1時間につき 200円	
			入場料等を徴収するとき	全面1時間につき 1,620円	
		幼児、児童、中	入場料等を徴収し	全面1時間につき 610円	

		学校若しくは高等学校の生徒又は学生（以下「学生等」という。）	ないとき	2分の1面1時間につき	300円	
				3分の1面1時間につき	150円	
			入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	1,220円	
	営利を目的とする場合	一般	入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	28,510円	
			入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	40,740円	
一般利用	一般		1人1回につき	70円		
クライミングセンター	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	3,050円	
			入場料等を徴収するとき	1時間につき	4,070円	
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	7,120円	
			入場料等を徴収するとき	1時間につき	10,180円	
	一般利用	1月利用券によらないで利用する場合	ボルダリング施設	学生等	1人1回につき	500円
				一般	1人1回につき	710円
			全施設	学生等	1人1回につき	710円
				一般	1人1回につき	1,010円
		1月利用券により利用する場合	ボルダリング施設	学生等	1人につき	4,370円
				一般	1人につき	6,110円
	全施設	学生等	1人につき	6,110円		
		一般	1人につき	8,750円		
大研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	2,440円		
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	3,150円		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	4,880円		
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	6,310円		
中研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	810円		
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	1,060円		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	1,680円		
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	2,180円		
小研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	450円		
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	610円		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	960円		
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	1,270円		
教養室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	300円		
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	450円		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	610円		
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	910円		

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 体育館、大研修室、中研修室、小研修室、教養室又はクライミングセンターを利用する場合において、冷房又は暖房を使用したときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウの表に定める利用料を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表

の右欄に定める区画数を超える区画の照明を利用したときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)エの表に定める電灯利用料を加算するものとする。

全面使用	3区画
3分の2面又は2分の1面使用	2区画
3分の1面使用	1区画

4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの施設利用料の額は、この表に定める額に100分の90を乗じた額とする。

5 各区画の電灯の照度は、全面、3分の2面又は2分の1面を使用する場合にあっては、照度25%、照度50%、照度75%又は照度100%の中から選択できるものとし、3分の1面を使用する場合にあっては、照度50%に限り選択できるものとする。

6 18区画及び19区画の電灯は、全面使用する場合に限り選択できるものとする。

7 コンセント使用料金は、1キロワット1時間当たり30円とする。

(2) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボールリング	1組1回につき	2,130円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
ソフトバレー用具	1組1回につき	50円
ハンドボールゴール	1組1回につき	300円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ミニトランポリン用具	1組1回につき	200円
電気表示器	1組1回につき	1,060円
移動ステージ	1台1回につき	50円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	1式1回につき	1,060円
舞台照明	1式1時間につき	1,060円
拡声装置	1式1回につき	1,060円
ワイヤレスアンプ(マイク1本含む)	1式1回につき	1,060円
マイクrophon(2本目から)	1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット・1時間	30円
シャワー	1人	30円
ビデオ	1台	1,060円
オーバーヘッド	1台	910円
椅子(体育館)	1脚	10円
長机(体育館)	1脚	20円
クライミングシューズ(クライミングセンター)	1足	200円
ハーネス(クライミングセンター)	1個	200円
ロープ(クライミングセンター)	1本	200円
チョーク(クライミングセンター)	1式	100円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額(1時間につき)
-----	------------

	冷 房	暖 房
体育館	15,660円	14,010円
大研修室	1,730円	910円
中研修室	610円	300円
小研修室	300円	200円
教養室	200円	100円
クライミングセンター（専用 利用の場合に限る。）	300円	300円

エ 電灯利用料

区画 番号	金額（1時間につき）			
	照度25%	照度50%	照度75%	照度100%
1	48円	60円	72円	84円
2	32円	40円	48円	56円
3				
4	16円	20円	24円	28円
5	16円	20円	24円	28円
6	28円	35円	42円	49円
7	28円	35円	42円	49円
8	32円	40円	48円	56円
9	32円	40円	48円	56円
10	48円	60円	72円	84円
11				
12	32円	40円	48円	56円
13	32円	40円	48円	56円
14				
15	48円	60円	72円	84円
16	48円	60円	72円	84円
17	32円	40円	48円	56円
18	120円	150円	180円	210円
19	120円	150円	180円	210円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月14日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第304号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館条例」という。）第10条第2項及び鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号。以下「社会体育施設条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、産業体育館条例第10条第3項及び社会体育施設条例第11条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第263号（鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 体育館利用料

区 分				単 位	金 額	
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	メインアリーナ	一般	全面1時間につき	810円
					3分の2面1時間につき	400円
					3分の1面1時間につき	200円
				幼児、児童、中学校若しくは高等学校の生徒又は学生(以下「学生等」という。)	全面1時間につき	610円
			3分の2面1時間につき		300円	
			3分の1面1時間につき		150円	
			サブアリーナ	一般	全面1時間につき	200円
				学生等	全面1時間につき	150円
			会議室		1室1時間につき	150円
	入場料等を徴収するとき。	メインアリーナ	一般	全面1時間につき	1,620円	
			学生等	全面1時間につき	1,220円	
		サブアリーナ	一般	全面1時間につき	300円	
			学生等	全面1時間につき	230円	
	会議室		1室1時間につき	250円		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	メインアリーナ	全面1時間につき	28,510円	
サブアリーナ			全面1時間につき	7,120円		
会議室			1室1時間につき	300円		
入場料等を徴収するとき。		メインアリーナ	全面1時間につき	40,740円		
		サブアリーナ	全面1時間につき	10,180円		
		会議室	1室1時間につき	500円		
2階ロビー	一般	1時間につき	100円			
	学生等	1時間につき	80円			
一般利用	一般		1人1回につき	70円		

(2) プール利用料

区 分				単 位	金 額
一般利用	個人	回数券又は1月利用券、3月利用券、6月利用券若しくは鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券によらないで利用する場合	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	270円
			高等学校の生徒又は学生	1人1回につき	440円
		一般	1人1回につき	550円	
		回数券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	回数券11枚につき	2,700円

		高等学校の生徒又は学生	回数券11枚につき	4,400円
		一般	回数券11枚につき	5,500円
1月利用券により利用する場合		児童又は中学校の生徒	1人につき	2,060円
		高等学校の生徒又は学生	1人につき	3,360円
		一般	1人につき	4,070円
3月利用券により利用する場合		児童又は中学校の生徒	1人につき	5,850円
		高等学校の生徒又は学生	1人につき	9,470円
		一般	1人につき	11,960円
6月利用券により利用する場合		児童又は中学校の生徒	1人につき	11,200円
		高等学校の生徒又は学生	1人につき	18,070円
		一般	1人につき	22,910円
		鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券により利用する場合	1人につき	5,090円
団体（20人以上のものに限る。）		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円
		高等学校の生徒又は学生	1人1回につき	300円
		一般	1人1回につき	400円
専用利用（全コース・小プール全面含む。）			1日につき	50,000円
専用利用（コース）			1コース1時間につき	3,150円
専用利用（小プール（全面））			1時間につき	3,050円
専用利用（小プール（2分の1面））			1時間につき	1,530円
研修室			1時間につき	300円

(3) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,130円
バスケットボール用具（固定式）	1組1回につき	200円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ハンドボール用具	1組1回につき	300円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
-----	-----	-----

音響装置	一式1回につき	1,060円
拡声装置	一式1回につき	1,060円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,060円
舞台照明	一式1回につき	1,060円
電光掲示板	一式1回につき	1,060円
パーテーション	1枚1回につき	50円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机	1脚1回につき	20円
シャワー	1人1回につき	30円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額（1時間につき）	
	冷 房	暖 房
メインアリーナ	11,000円	9,570円
サブアリーナ	1,830円	1,220円
会議室	200円	100円
研修室	60円	60円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 メインアリーナ、サブアリーナ又は会議室を利用する場合において、冷房又は暖房を利用したときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)ウの表に定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房を利用したときは、(2)の表に定める利用料の額に(3)ウの表に定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 4 メインアリーナ又はサブアリーナを専用利用の方法で利用する場合において、次の表に掲げる電灯数又は照度以上の照明を利用したときは、その区分に応じ、(1)の表に定める利用料の額に、次の表の第4欄に定める電灯利用料をそれぞれ加算するものとする。

区分		電灯数又は照度	単位	金額
メインアリーナ	全面使用	12灯	1時間1灯当たり	30円
	2分の1面使用	6灯		
	3分の1面使用	4灯		
サブアリーナ		50%	1時間につき	60円
		75%	1時間につき	100円
		100%	1時間につき	130円

- 5 メインアリーナ又はサブアリーナを専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 6 (2)の表において「1月利用券」、「3月利用券」、「6月利用券」及び「鳥取屋内プール・県民体育館トレーニング1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月14日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第305号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子産業体育館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第264号（鳥取県立米子産業体育館の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 体育館利用料

区 分				単 位	金 額	
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	大体育館	一般	全面1時間につき	810円
				幼児、児童、中学校若しくは高等学校の生徒又は学生（以下「学生等」という。）	全面1時間につき	610円
			小体育館	一般	2分の1面1時間につき	400円
				学生等	2分の1面1時間につき	300円
			大体育館	一般	3分の1面1時間につき	200円
				学生等	3分の1面1時間につき	150円
	入場料等を徴収するとき。	大体育館	一般	全面1時間につき	1,620円	
			学生等	全面1時間につき	1,220円	
		小体育館	一般	全面1時間につき	300円	
			学生等	全面1時間につき	230円	
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	28,510円
				小体育館	全面1時間につき	7,120円
入場料等を徴収するとき。	大体育館		全面1時間につき	40,740円		
	小体育館		全面1時間につき	10,180円		
一般利用	一般		1人1回につき	70円		

(2) 会議室等利用料

区 分			単 位	金 額
中会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	710円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	960円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,470円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,980円
小会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	250円
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	350円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	560円
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	710円

(3) フィットネスルーム利用料

区 分	単 位	金 額
-----	-----	-----

回数券又は1月定期券によらないで利用する場合	一般	1人1回につき	300円
	小学校第5年の児童から高等学校の第3学年の生徒まで（以下「高校生以下」という。）	1人1回につき	200円
回数券により利用する場合	一般	回数券11枚につき	3,050円
	高校生以下	回数券11枚につき	2,030円
1月定期券により利用する場合	一般	1人につき	2,540円
	高校生以下	1人につき	1,010円

(4) 設備利用料

ア 体育等設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,130円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,060円
拡声装置	一式1回につき	1,060円
舞台照明装置	一式1回につき	1,060円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,060円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机（体育館）	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額（1時間当たり）	
	冷 房	暖 房
大体育館	8,350円	7,530円
小体育館	2,030円	1,520円
中会議室	400円	710円
小会議室	300円	500円

エ 電灯利用料

1時間1灯当たり 10円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 大体育館、小体育館、中会議室又は小会議室を利用する場合において、冷房又は暖房を利用したときは、(1)及び(2)の表に定める利用料の額に(4)ウの表に定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において次に掲げる電灯数以上の照明を利用したときは、(1)の表に定める利用料の額に(4)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分	電灯数
-----	-----

大体育館	全面使用	24灯
	2分の1面使用	12灯
	3分の1面使用	8灯
小体育館	全面使用	6灯

4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月14日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第306号

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第122号（鳥取県立障害者体育センターの利用料金について）は令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

区 分		単 位	金 額
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	全面1時間につき 700円
			2分の1面1時間につき 300円
			3分の1面1時間につき 200円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき 1,400円
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき 24,500円	
	入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき 35,000円	
一般利用	一般、大学生又は専門学校の学生	1人1回につき	70円
	幼児、児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	1人1回につき	70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(2) 照明利用料

分電系統	種 別	金額（1時間につき）
1	LED照明	40円
2又は3	LED照明	60円
4又は5	LED照明	40円
8又は9	LED照明	40円
全館点灯	LED照明	320円
2分の1点灯	LED照明	160円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(3) 用具利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具（ボール及びバスケット台）	1組1回につき	150円

バレーボール用具（支柱、ネット及びボール）	1組1回につき	200円
バドミントン用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	50円
卓球用具（ネット、卓球台及びラケット）	1組1回につき	100円
テニス用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	100円
ツインバスケット用ゴール		無料
ツインバスケット用車椅子		無料

(4) ロッカー等利用料

区 分	単 位	金 額
ロッカー	1ブロック1月につき	200円

備考

- 1 利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 ロッカー内に保管できない大型物品については、ロッカー室の室内に保管することとし、1月の利用料は、当該物品の占有面積をロッカー1ブロックの面積（0.18平方メートル）で除して得た数（当該数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に200円を乗じて得た額とする。この場合において、利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として算定する。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月14日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
大立 博昭	米子市上後藤一丁目 10-35	米子あすなろクリ ニック	米子市目久美町90- 39	精神通院医療	令和6年4月 23日

鳥取県告示第308号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定に基づき鳥取県保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第30条の4第18項の規定により告示する。

令和6年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は省略し、変更後の計画書を鳥取県地域社会振興部県民課、福祉保健部健康医療局医療政策課、各総合事務所県民福祉局、各総合事務所保健所、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東部地域振興事務所東部振興課及び八頭振興課並びに鳥取市保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり南部町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月30日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

退任した役員の氏名及び住所
理 事 前 田 巧 西伯郡南部町絹屋237

令和6年4月4日退任

鳥取県告示第310号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
弁護士法人ブレインハート法律事務所
- 2 委託した貸付金の元利償還金
鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号4020141、4030100、4040129、4060163、4080088、4080153、4080161、4100111、4100219）及び鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号4161389、4171072、4171076、4181531、4211308）
- 3 委託した期間
令和6年4月17日から令和8年2月28日まで

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月30日

鳥取県立厚生病院長 花 木 啓 一

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県立厚生病院で使用する電気の供給
予定使用電力量（供給期間総計）13,378,782キロワット時
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定
した日 令和6年3月11日
- 4 契約の相手方の名称及び
所在地 中国電力株式会社
広島県広島市中区小町4-33
- 5 契 約 金 額 334,508,637円（項目ごとの税込契約単価に過去の実績から推定される数量を乗
じて得た額の合計額であり、消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方公営企業法施行令（昭和
27年政令第403号）第21条の13第1項第8号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局総務課
及び所在地 倉吉市東昭和町150